

多良木町立学校における働き方改革推進プラン

(兼 多良木町立学校教職員における業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年3月
多良木町教育委員会

目次

第1章 プラン策定の趣旨

はじめに 夢・希望・未来ある町づくり ～持続可能な多良木町の教育を目指して～

第2章 計画の基本枠組み

1. 計画期間
2. 基本理念
3. 業務量の上限方針
4. 数値目標(KPI)

第3章 働き方改革実現のための具体的取組

1. 校務のDX推進と業務の抜本的見直し
2. 部活動の地域移行推進と指導体制の充実
3. 学校・家庭・地域との連携強化と連絡体制の適正化
4. 外部人材の活用と持続可能な組織体制の確立

第4章 推進体制と進行管理(健康確保措置)

1. 推進体制
2. 業務量の管理と健康確保措置
3. PDCAサイクルによる進行管理

第1章 プラン策定の趣旨

はじめに 夢・希望・未来ある町づくり ～持続可能な多良木町の教育を目指して～

近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、少子化・人口減少、急速な技術革新、グローバル化等の地球規模の課題も複雑化・困難化しているとともに、グローバル人材の育成や GIGA スクール構想の進展などが求められています。

そのような中で、多良木町教育委員会では、将来を担う本町の子供たちが、変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を身に付けられるように、教育環境の整備の実現を目指してまいりました。

しかしながら、現在、本町を取り巻く教育環境も大きな転換期を迎えており、最新の推計によれば、町内の児童生徒数は今後 6 年間で約 4 割減少する見込みです。少子化による学校規模の縮小は避けられない現実ですが、子供たちの学びの質や活気まで縮小させてはなりません。

これまで、日本の学校教育は「子供たちのため」という崇高な使命感のもと、教職員の長時間労働に支えられてきた側面がありました。しかし、教職員が疲弊し、心身の余裕を失ってしまつては、子供たち一人ひとりに寄り添う、温かく充実した教育を提供することはできません。

教職員が健康で、誇りとやりがいを持って子供たちと向き合うこと。それこそが、多良木町の教育の質を高める最も確実な道であると考えます。

本プランは、これまでの「長時間労働が当たり前」という文化からの脱却を目指し、持続可能な学校指導体制を構築するための指針です。

なお、本プランは、「熊本県の公立学校における働き方改革プラン(第2期)」を受け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、教職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための具体的措置を一体的に定めるものです。

この改革は、学校や教育委員会の努力だけで成し遂げられるものではありません。保護者の皆様、地域の皆様におかれましては、本プランの趣旨をご理解いただき、学校と家庭・地域が手を取り合う「チーム多良木」として、未来ある子供たちのために、共に歩んでいただけますよう心よりお願い申し上げます。

多良木町教育委員会

第2章 計画の基本枠組み

1. 計画期間

令和8年度～令和10年度(3か年)

2. 基本理念

夢・希望・未来ある町づくり ～「持続可能な多良木町の教育を目指して」

多良木町における学校働き方改革は、単に労働時間を短縮することだけが目的ではありません。最大の目的は、教職員が健康で、教育者としての誇りとやりがいを持って子供たちと向き合える環境を整えること、そしてそれを通じて、本町の子供たちに質の高い教育を提供し続けることにあります。

ワーク・ライフ・バランスの面からも、学校教育を持続可能なものにするためには、限られた人的資源を最大限に活かす工夫が不可欠です。私たちは、ICT等の活用による業務の効率化と、教職員一人ひとりの心身の健康(ウェルビーイング)の向上を両輪として改革を進めます。

3. 業務量の上限方針

教職員の時間外在校等時間(超勤4項目を含む)について、国の指針に基づき以下の上限を定めます。

1か月:45時間以内

1年間:360時間以内

4. 達成状況及び数値目標(KPI)

本プランの実効性を担保するため、以下の指標について目標値を設定し、毎年度の進捗管理を行います。

方針	指標	現状値(R6)	目標値(R10)
勤務時間の適正管理等	年の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合	66.1%	100%
	時間外在校等時間が月45時間以内となる教職員の割合	85.0%	100%
教職員の意識改革	学校閉庁日を4日以上に設定している学校の割合	100%	100%
	ノー残業デーを設定した学校の割合	100%	100%
	学校評価の評価項目に業務改善や働き方に関する項目を設定した割合	100%	100%
	教職員一人当たり年次有給休暇平均取得日数	12.7日/年	15日/年
人材の確保・活用	ボランティアなど活用した学校の割合(部活動外部指導者や地域学校協働)	100%	100%

	活用活動等の活用含む)		
	授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合	100%	100%
	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている教育委員会の割合	100%	100%
業務の削減・効率化	教務支援システム(児童生徒の出欠・成績管理等)の活用をしている学校の割合	100%	100%
	留守番電話やメールなどによる時間外対応を行っている学校の割合	100%	100%
	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日を確保している学校の割合	100%	100%
	次世代型校務支援システムを導入又は導入を予定(具体的な導入時期を設定)している教育委員会の割合	0%	導入
	全ての運動部活動で複数顧問体制が確保できている学校の割合	100%	100%
	休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでいる市町村の割合	100%	100%
保護者等の理解促進	保護者へ学校情報の積極的な提供を行っている学校の割合	100%	100%
	学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告を行っている学校の割合	100%	100%
教職員の健康サポート	ストレスチェックにおける健康リスク(総合)値	—	前年より減少

第3章 働き方改革実現のための具体的取組

本町では、限られた人的資源を最大限に活かし、教職員が子供たちと向き合う時間を確保するため、以下の4つの柱に基づき具体的な取組を推進します。特に、導入済みのICTツール(「統合型校務支援システム『スズキ校務』」および「学習eポータル『まなびポケット』」)や独自事業(地域未来塾、やすらぎ教室)を最大限に活用し、業務の効率化と教育の質の向上を同時に実現します。

1. 校務のDX推進と業務の抜本的見直し

ICTの利活用は、単なるツールの導入にとどまらず、これまでの業務フローそのものを見直す契機とします。

(1) 統合型校務支援システムの活用徹底とデータ連携

本町で全小中学校に導入している統合型校務支援システムの機能を最大限活用できる環

境を整え、以下の業務における転記作業や重複入力の解消を目指します。

- **成績処理・通知表作成の自動化**: 日々のテストの点数や評価を入力することで、学期末の通知表や年度末の指導要録を自動作成できる環境の構築に向けた検討を進め、手書きや転記にかかる膨大な時間を削減することを目指します。また、高校入試業務等の実態に即したシステム改修や運用方法について、継続的な協議・検討を行います。
- **出欠管理のデジタル化**: 教室での出欠入力により、全校の状況をリアルタイムで共有するとともに、出席簿等の帳票作成自動化を目指します。セキュリティポリシーや通信環境等の課題を整理し、教室から安全かつ円滑にアクセスできる環境の構築に向けた検討を進めます。
- **保健管理業務の効率化**: 健康診断データの入力により、成長曲線の作成や家庭への通知表、統計報告書を自動作成し、養護教諭の事務負担を軽減します。
- **学習 e ポータルとのデータ連携**: 統合型校務支援システムの名簿データを学習 e ポータルへ連携させることで、年度当初の児童生徒情報の登録・更新作業を自動化し、担当教職員の事務負担を大幅に軽減します。

(2) 学習 e ポータルによる業務効率化

本町で導入している学習 e ポータルの機能をフル活用し、以下の観点から教職員の負担軽減を図ります。

- **ID 管理の一元化 (シングルサインオン)**: 一つの ID で複数の学習アプリにログインできる環境を活かし、パスワード管理やログイン指導にかかる時間を削減します。
- **採点業務の自動化**: 連携するデジタルドリル教材等を活用し、宿題や小テストの配布・回収・採点をデジタル化することで、教職員の作業時間を削減するとともに、個に応じた指導時間を確保します。
- **学習履歴の活用**: 児童生徒の学習状況をデータで可視化・把握することで、経験則のみに頼らない効率的かつ効果的な指導を行います。

(3) 会議・資料のペーパーレス化

職員会議や校内研修等の資料は、原則としてクラウド上での共有または大型提示装置とし、ペーパーレス化を推進します。また、朝の打合せ等は**時間を固定せず、必要に応じて実施することとし、短時間化を図ります**。これにより、資料の印刷・丁合・配布にかかる時間とコストを削減します。

(4) 学校行事の精選・見直し

運動会や文化祭などの学校行事については、前例踏襲を廃止し、その教育的意義と教職員の準備負担のバランスを考慮した上で、精選・見直しを図ります。準備や運営の簡素化を進め、持続可能な行事運営を目指します。

(5) ICT 支援員による校務支援の強化

ICT 支援員を定期的に各校へ派遣し、機器のトラブル対応や設定作業だけでなく、デジタル教材の活用研修や統合型校務支援システム、学習 e ポータルの操作サポートを重点的にを行います。これにより、教員が ICT 活用に費やす準備時間を削減し、円滑な授業運営と校務処理を支援します。

2. 部活動の地域移行推進と指導体制の充実

生徒数の減少や教職員の多忙化を踏まえ、学校部活動から地域社会が担う活動への転換を段階的に進めます。

(1) 部活動の地域移行の推進

国の方針に基づき、休日の部活動から段階的に地域クラブ活動への移行を推進します。町スポーツ協会や文化団体等と連携し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を地域全体で整備します。

(2) 部活動指導員等の活用

地域移行の過渡期においては、専門的な知識・技能を有する外部指導者の任用・配置を積極的に進めます。単独での指導が可能な指導員を活用することで、教員の顧問業務負担の軽減と、生徒への専門的な指導の両立を図ります。

3. 学校・家庭・地域との連携強化と連絡体制の適正化

教職員が本来の業務に専念できるよう、保護者や地域との連絡手段をデジタル化・適正化するとともに、地域人材や専門機関との協働による学習・生活支援体制を構築します。

(1) 保護者連絡のデジタル化

学習 e ポータル等の保護者連絡機能（メッセージ機能、アンケート機能等）を全校で積極的に活用します。

- **欠席連絡のデジタル化**:朝の電話対応を削減し、教職員が児童生徒の受け入れに集中できる環境を作ります。
- **お便りのデジタル配信**:印刷・配布の手間を削減するとともに、保護者への確実な情報伝達を図ります。
- **アンケート集計の自動化・集金のキャッシュレス化**:保護者アンケート等の配布・回収・集計業務をデジタル化します。また、教材費等の徴収について口座振替等を推進し、現金取り扱い業務を原則廃止します。

(2) 「多良木町地域未来塾」との連携による学習支援の充実と負担軽減

本町独自の学習支援事業である「多良木町地域未来塾」を、働き方改革の観点からも積極的に活用します。

- **補習学習等の応援:**これまで担任教諭等が担っていた放課後の補充学習や発展学習を、地域未来塾の学習指導員と連携して実施することで、教職員の超過勤務を縮減しつつ、児童生徒の学力向上を図ります。なお、教材準備等の業務が教職員の新たな負担とならないよう、実施方法を工夫します。

(3)「やすらぎ教室(教育支援センター)」の設置と連携による支援体制の強化

本町の不登校児童生徒支援の拠点である「やすらぎ教室」を教育支援センターとして位置づけ、学校と連携した支援体制を強化します。

- **運営体制の拡充による居場所確保:**週1回開催から平日毎日の開催へと運営体制を拡充することで、不登校児童生徒の安定した居場所を確保し、担任教諭による家庭訪問や個別対応の負担を軽減します。
- **専門スタッフとの連携:**教員免許を有する指導員等の専門スタッフを配置し、学習指導や教育相談を適切に分担することで、担任一人が悩みを抱え込むことなく、組織的な支援を行う体制を構築します。
- **出席扱い等の柔軟な運用:**学校長との連携により、やすらぎ教室への通室を出席扱いとする等の運用を円滑に行い、児童生徒の社会的自立を支援します。

(4)登下校時における教職員による見守り活動の見直し

登下校時の通学路における日常的な指導・見守りについては、保護者や地域ボランティア等の協力を仰ぎ、教職員による輪番制の街頭指導等は原則廃止します。ただし、緊急時や交通安全指導が必要な特定の期間はこの限りではありません。

(5)留守番電話対応時間の適切な設定

勤務時間外における電話対応については、緊急時を除き、原則として留守番電話(自動応答メッセージ)による対応とします。設定時間を明確化し、保護者・地域への周知徹底を図ることで、教職員の勤務時間外の業務削減と、生活時間の確保を推進します。

4. 外部人材の活用と持続可能な組織体制の確立

教員でなければできない業務と、そうでない業務を明確にし、専門スタッフ等の外部人材を効果的に活用します。

(1)ICT 支援員の戦略的活用と機能強化

GIGA スクール構想の定着に伴い、ICT 支援員の役割を「機器管理」から「授業・校務支援」へとシフトさせます。具体的には、授業における ICT 機器の準備・操作補助、プログラミング教育の支援、教員向け ICT 研修の実施等を担い、教員の ICT 活用スキルの向上と負担軽減を両立させます。

(2)教員業務支援員の活用

学習プリントの印刷、掲示物の作成、来客対応、感染予防等のための校内消毒作業等の業務を担う「教員業務支援員」を各校の実情に応じて配置・活用します。教員が授業準備や児童生徒への指導・相談等の「教員本来の業務」に注力できる体制を整備します。

(3) 特別支援教育支援員の戦略的配置と協働体制の構築

本町において重点的に配置している特別支援教育支援員を、働き方改革の重要なパートナーとして位置づけます。

- **学習活動のサポート:**授業中の個別支援や見守りを特別支援教育支援員が担うことで、担任教諭が授業を中断することなく、学級全体への指導を円滑に進められる環境を作ります。
- **生活介助・安全確保の分担:**食事・排泄の介助や、クールダウンが必要な児童への対応等を支援員と分担することで、担任教諭の精神的・肉体的な負担を軽減し、学級経営の安定化を図ります。
- **チーム支援の徹底:**担任任せにせず、支援員と教員が情報を共有し、役割分担を明確にすることで、組織的な対応力を高めます。

(4) チーム学校による組織的な対応

特定の教職員に業務が偏ることのないよう、校務分掌を見直し、組織的な対応を徹底します。また、複雑化・困難化する課題に対しては、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職との連携を強化し、学校組織全体で課題解決にあたる体制づくりを推進します。

第4章 働き方改革推進体制と進行管理（健康確保措置）

働き方改革を一過性の取組に終わらせず、着実に成果を上げるため、以下の体制と手順で推進します。また、教職員の業務量の適切な管理と健康確保措置を確実に実施します。

1. 推進体制

(1) 多良木町学校働き方改革推進委員会の設置

教育長を委員長とし、教育委員会事務局、各小・中学校の校長、教頭、及び現場教職員の代表者等で構成する「多良木町学校働き方改革推進委員会」を設置し、全町的な取組を牽引します。

(2) 各学校における推進体制

各校の実情に応じた「校内働き方改革推進チーム」等を組織し、主体的な取組を進めます。

(3) 外部人材・専門家との連携

必要に応じて、社会保険労務士や保健管理医等の助言を求め、法令順守と環境改善に努

めます。

2. 業務量の管理と健康確保措置

(1) 客観的な勤務時間の把握とモニタリング

ICT 活用による把握:「統合型校務支援システム」等の出退勤管理機能を活用し、在校時間を客観的に記録・蓄積します。自己申告との乖離がないよう、管理職による現認を徹底します。

月次モニタリング:校長は毎月、教職員の時間外在校等時間を確認し、上限時間を超えるおそれのある職員に対して早期に注意喚起及び業務調整を行います。教育委員会は、各学校の状況を毎月集約し、長時間労働が認められる学校に対し指導助言を行います。

(2) 持ち帰り業務の縮減と防止の徹底

個人情報保護及び勤務時間管理の観点から、自宅等に個人情報に係る業務を持ち帰って行うことは原則禁止とします。やむを得ず持ち帰る必要がある場合は、校長の許可制とし、情報セキュリティ対策を講じた端末のみ使用を許可する等、厳格な運用を行います。これにより、公私の別を明確にし、休憩時間を確保します。

(3) 休憩時間の適正な付与と取得しやすい環境づくり

労働基準法に基づき、休憩時間を適正に付与します。特に、児童生徒対応等で休憩が取りにくい実態が確認された場合は、職員間で休憩時間をずらして取得する。

(4) 健康確保措置の実施

時間外在校等時間が上限(月 45 時間)を超えた教職員に対しては、速やかに以下の措置を講じます。

医師による面接指導:月 80 時間を超えた場合、又は月 45 時間を超え疲労の蓄積が認められる場合は、本人の申出の有無にかかわらず、保健管理医等による面接指導を勧奨・実施します。

業務分担の見直し:校長は、上限を超えた教職員に対し、直ちに校務分掌の見直し、部活動指導の免除又は軽減、行事担当の変更等の措置を講じ、業務量の平準化を図ります。

休息の確保:長期休業期間中における学校閉庁日の確実な実施に加え、年次有給休暇の取得を促進し、心身の回復を図る機会を確保します。

3. PDCA サイクルによる進行管理

(1) Plan (計画・目標設定)

本プランに基づき、各学校は年度ごとに「学校働き方改革アクションプラン」を策定します。

(2) Do (実行)

教育委員会による環境整備と、各学校による具体的取組（第3章参照）を実行します。

(3) Check (評価・検証)

毎年度の「勤務実態調査」や「教職員アンケート」、「ストレスチェック」の結果に基づき、取組の効果を検証します。

(4) Action (改善・見直し)

検証結果に基づき、業務削減効果が不十分な取組については見直しを行い、次年度の計画へ反映させます。

(5) 町民への公表

進捗状況や成果について、教育委員会定例会での報告や広報誌等を通じて広く町民へ公表し、理解と協力を求めます。